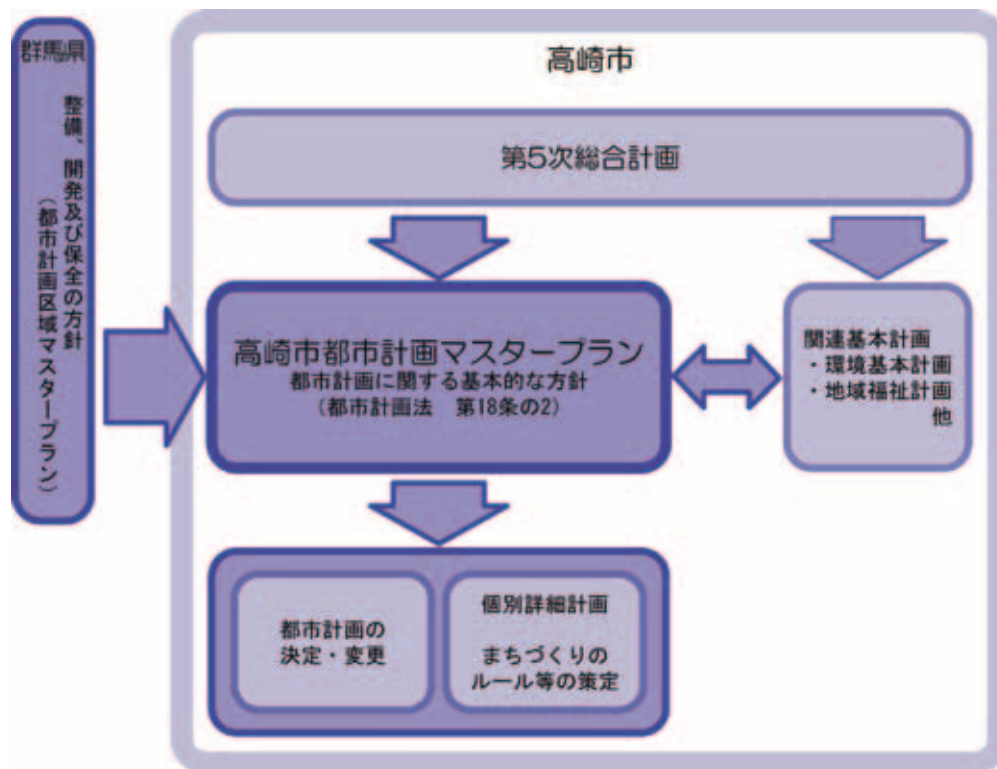


# 序章

## 都市計画マスタープランについて

## 序-1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条の2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市における長期的なまちづくり及び都市計画の総合的な指針を示す計画です。上位計画である「市町村総合計画」と都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定められます。



## 序-2. 都市計画マスタープラン改訂の背景

高崎市は、平成18年（2006年）に旧高崎市と倉渕村、箕郷町、群馬町、新町、そして榛名町が合併、平成21年（2009年）には吉井町と合併し、県内一の人口規模を誇る都市となりました。

人口は37万人を超え、中核都市として、それぞれの地域が持つ個性を活かしながら、新たな高崎市として一体となった都市づくりを進めていくためには、都市づくりの基本的な構想を築き、具体的な都市計画の方針を定めなければなりません。

既に、高崎地域、群馬地域、箕郷地域、榛名地域、新町地域、吉井地域の6地域は、都市計画マスタープラン、あるいはそれに準ずる市街地整備基本計画が策定され、それに基づいてまちづくりが行われてきました。

今回の都市計画マスタープランでは、今までのマスタープランを継承しつつ、新たに生まれ変わった高崎市としての一体的なまちづくりの方針と各地域の位置づけを示します。そして、それらを基本方針としてまとめたものが、今回改訂される高崎市都市計画マスタープランとなります。

### 序-3. 対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画区域内の土地利用等の基本的な方針を定めるものですが、本マスタープランでは、新しい高崎市の一体化や総合的なまちづくりを実現するため、都市計画区域外を含めた高崎市全域を対象区域とします。



### 序-4. 目標年次

本マスタープランは、20年後の高崎市の目指すべき姿を描くことを目的としています。直近の国勢調査実施年である平成17年(2005年)を基準年とし、目標年次を平成37年(2025年)とします。

## 序-5. 全体構成

本マスタープランは大きく4つの構成から成ります。

最初に、都市計画マスタープランについて序章で述べ、高崎市のまちづくりの主要課題を第1章で示します。

市域全体にわたる都市づくりの理念及び目標を第2章で明らかにし、その実現に向けた都市づくりの方針を示した全体構想を第3章で示します。

次に、全体構想を踏まえ、地域ごとの具体的な整備方針を第4章で示します。

最後に、これらの目標、方針を市民とともに実現するための方策を第5章で示します。

